火災や自然災害等に遭われた場合に利用できる支援制度について

京都市では、火災や自然災害(風水害、土砂災害、雪害及び地震など)等に遭われた場合、次のような制度を設けております。

被害の程度によって適用される制度に違いがありますので、詳細につきましては、お手数をおかけしますが、各担当課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

| 番号 | 制度 | 概 要 | 担 当 | 連絡先 |
|-----|-----------------------------|---|--|------------------------|
| 1 | り災証明書の交付 | 区役所・消防署が調査し知り得た火災や自然災害による被害状況の事実について, その 内容を証明する制度 | 【火災】中京消防署 【自然災害】地域力推進室 総務・防災担当 | 841-6333 |
| 2 | 廃棄物処理手数料の減免 | 火災や浸水等の災害に起因する廃棄物処理の手数料(本市にお支払いいただく粗大ごみ 処理手数料及びクリーンセンターでの受入手数料))を減額又は免除する制度 (この制度の利用は、災害発生の日から6ヶ月以内に限ります。) | 総務・防災担当 地域力推進室 総務・防災担当 | 812-2421 |
| 3 | 災害による市営住宅への特定入居 | 地震, 暴風雨, 洪水その他の異常な自然現象又は火災により住居を失った方に, 公募に よらず市営住宅への入居を認める制度 | 地域力推進室 総務・防災担当 | (総務・防災担当) 812-2421 |
| 4 | 災害による住宅情報の提供及び 市営住宅の一次使用 | 市内で火災又は風水害等の自然災害により住宅に被害を受けた火災等被災者に対し,一 元的に住まいの情報提供を行うとともに,市営住宅を無償で一時使用できる制度 | │ 又は │ 京都市住宅供給公社 │ 被災者向け住宅情報センター | (住宅情報センター) 223-0750 |
| 5 | 災害見舞金及び弔慰金 | (災害見舞金) 住居の用に供している建物が、本市の区域内で発生した災害により全壊、全焼、流失、 半壊、半焼、床上浸水等に遭った世帯に見舞金を支給する制度 (5,000円~30,000円) (弔慰金) 本市の区域内において、発生した災害により死亡した者の遺族に対して支給する制度 (1人につき 30,000円) | 地域力推進室 総務・防災担当 | 812-2421 |
| 6 | 住民票の写し及び印鑑登録証明書 の手数料の免除 | 火災または地震などの自然災害により被害を受けた方が、生活再建に必要な手続きに利 用する「住民票の写し」及び「印鑑登録証明書」の発行手数料を免除する制度 | 市民窓口課 | 812-2437 |
| 7 | 税証明の手数料の免除 | 被害を受けた方が、住宅修復資金等の貸し付け申請を行う場合や、その申請等の保証人 となる方が税証明を請求する場合、発行手数料を免除する制度 | 窓口担当 | 312 2407 |
| 8 | 市府民税の減免 | 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、損害を受けた納税者について3 割以上の損害を受けた場合に減免する制度(所得制限あり) | 行財政局市税事務所 市民税第1担当 | 746-5819 |
| 9 | 市府民税の納付猶予 | 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、市府民税を納めることが困難と なった場合、1年を限度に納税を猶予する制度 | 行財政局市税事務所 市民税第1担当 | 746-5819 |
| 1 0 | 固定資産税の減免 | 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により損失を受けた固定資産について、 損失の程度に応じて固定資産の税額の全部又は一部を免除できる制度 | 行財政局市税事務所 固定資産税第4担当 | 746-6463 |
| 1 1 | 軽自動車税の減免 | 災害により軽自動車税等に甚大な被害を受けた者等に対する減免制度 (この制度の利用は、当該年度の賦課期日(4月1日)から納期限(5月末日(末日が 土日の場合は翌月曜日))までの間に被災した場合に限ります。) | 行財政局市税事務所 納税推進担当 | 213-5467 |

| 1 2 | 国民健康保険料 災害減免 | 火災及び震災、風水害、落雷、がけ崩れ等の崩落、干ばつ、冷害、凍害、霜害等自然災害によるも の、及び資産の盗難にあった場合に、その損害割合に応じて保険料を減額する制度 | 保険年金課 | 0.1.0 0.5.0.0 |
|-----|---|---|-------------------------|---------------|
| 1 3 | 後期高齢者医療保険料 災害減免 | 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、災害により住宅・家財等の財産に著しい損害 を受けた場合に保険料を減額する制度 | 資格担当 | 812-2583 |
| 1 4 | 敬老乗車証の負担金の減免 | 申請時点で,過去1年以内にり災されていた場合,被害状況に応じて負担金を減免する 制度 | 敬老乗車証交付事務センター | 050-5443-6647 |
| 1 5 | 介護保険料の免除 | 損害割合に基づく区分により,一定期間の介護保険料が免除される制度 | 健康長寿推進課 | 812-2566 |
| 1 6 | 保育所保育料負担金の減免 | り災され収入が前年度に比べて3割以上減った場合,収入額を仮計算して負担金を減免 する制度 | 子どもはぐくみ室 子育て推進担当 | 812-2543 |
| 1 7 | 就学援助 (京都市立小・中学校) | 火災または地震などの自然災害により被害を受け、経済的な理由によりお困りの保護者 の方に対し、学用品費、給食費等を援助する制度 | 各京都市立小・中学校 | |
| 18 | 授業料の減免 (京都市立高等学校) | 火災または地震などの自然災害により著しい損害を受けた方を対象として,授業料の免除を行っています。 (この制度の利用は,「高等学校就学支援金」の支給を受けられない方に限ります。) | 各京都市立高等学校 | |
| 1 9 | 教科用図書の給与 | 火災または地震などの自然災害により教科書を焼失, 滅失した児童に対して, 教科書を 無償で給与する制度 | 各京都市立小・中学校 各京都市立高等学校 | |
| 20 | 農林業施設の復旧支援 | 地震などの自然災害により農林業施設が被害を受けた場合,土地改良区,森林組合等が 行う農林業施設の復旧に必要な経費の一部を補助する制度 | 産業観光局 農業振興整備課 | 222-3352 |
| | | | 産業観光局 林業振興課 | 222-3346 |
| 2 1 | 国民年金保険料 | 居住する家屋等の財産が2分の1以上の損害を受けて、保険料の納付が著しく困難な場合、申請により免除 | 保険年金課(資格担当) | 812-2583 |
| 2 2 | 障害のある方の障害福祉サービス 及び地域生活支援事業に係る利用 者負担額の減免 | 災害により住宅、家財又はその財産が被害を受けた場合、その損害区分に応じて、一定 期間利用者負担額を免除 | 障害保健福祉課 | 812-2594 |

場 所

行財政局 市税事務所

TEL 市民税担当 746-5819 固定資産税担当 746-6463



京都市住宅供給公社 被災者向け住宅情報センター TEL 223-0750



(その他)

京都府の災害に伴う府税の減免制度の対象

不動産取得税、自動車税、自動車取得税、個人事業税の減免については、以下の京都府の窓口にお問合せください。

| 対象 | 担当 | 連絡先 |
|-------------------|-----------|----------|
| 不動産取得税・自動車税・個人事業税 | 京都南府税事務所 | 692-1320 |
| 自動車取得税 | 自動車税管理事務所 | 672-6155 |